

# 面接相談利用規約

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

平成 23 年 7 月 19 日

(総則)

第 1 条 この規約は、一般財団法人安全保障貿易管理センター（以下「CISTEC」という。）が提供する面接相談サービスの利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第 2 条 利用者は、CISTEC の面接相談を利用するすべての者をいう。

(相談の範囲)

第 3 条 相談の範囲は、原則として外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項から第 4 項及び同法 48 条第 1 項に関する相談（輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の該非判定、輸出管理内部規程、輸出許可申請の書類等、安全保障貿易管理に関する全て）を対象とする。ただし、裁判で係争中の案件等、CISTEC が不適切と判断した場合は、対象外とすることができる。

(相談サービス提供の場所)

第 4 条 相談サービスを提供する場所は、CISTEC 事務所内とする。

(申込方法)

第 5 条 面接相談サービスの申込方法は、CISTEC ホームページ『相談予約システム』に必要事項を記入し、申込むものとする。

(回答書)

第 6 条 面接相談の回答は、相談内容が記載されている「相談事項対応メモ」（面接相談用）に回答を記載することとし、これをもって回答書とする。

(料金等)

第 7 条 料金については次の通りとする。

企業

時間	最初の 20 分間	20 分を増す毎
会員区分		
CISTEC 賛助会員	無料	
CISTEC 出捐団体参加企業	2,550 円	1,550 円
一般企業	5,150 円	3,100 円

大学

時間	15 回まで※	16 回～
大学会員	無料	3,100 円
一般大学	8,250 円	

※ 1 時間の予約で 1 回とする。なお、無料相談の回数はメール相談も含めた回数とする。

## 2. 支払い方法

相談終了後、「相談事項対応メモ」（面接相談用）に記載されている料金を、窓口にて現金で精算する。

(機密保持)

第8条 CISTECは、相談を受けた内容の機密保持に責任を持つものとする。

(免責)

第9条 面接相談の回答は、安全保障貿易管理に関する助言であり、面接相談の回答により、利用者に不利益や損害が生じた場合であっても、CISTECの故意又は重大な過失の場合を除き、CISTECは一切の責任を負わない。

(規約の改定)

第10条 CISTECは、この規約を変更した場合は、変更後の規約をCISTECのホームページに掲載するものとする。

附則 この規約は、平成23年7月19日から施行する。

附則 この改正規約は、平成26年4月1日から施行する。

# 相談事項対応メモ(面接相談用)



予約No.		会員区分		同伴者数	人
会社名/学校名					
住所 ㊦					
部署					
電話番号 ㊦		e-mail ㊦			
相談者名					
同伴者名(1)		同伴者名(2)			
同伴者名(3)		同伴者名(4)			
相談事項					

※ 200字程度でお願いします。Altキーを押したままEnterキーを押すと改行できます。

相談日:		担当者:	
時間:	~	TTL:	分 端数処理 分

相談区分			
<input type="checkbox"/> 該非判定	<input type="checkbox"/> 許可申請	<input type="checkbox"/> 輸出管理内部規程	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 貨物 貨物種別	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 輸出者等遵守基準	<input type="text"/>
仕向地	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 自主管理	
<input type="checkbox"/> 技術 技術種別	<input type="text"/>		
提供地	<input type="text"/>		

対応

相談回数	回
※ 大学会員のみ年内の相談回数を記入する。(15回まで無料)	
基本料金	円
その他	円
TTL	円